

要 望 書

黒髪町木場山付近に建設予定の風力発電は市民の憩いの場を奪い、猛禽類の渡りに計り知れない影響を与えます。

市がこの計画に加担しないよう要望します。

平成29年7月18日

ふるさと自然の会

平成 29 年 7 月 18 日

佐世保市長
朝 長 則 男 様

ふるさと自然の会
会長 川内野善治

黒髪町木場山付近に建設予定の風力発電の建設は、市民の憩いの場となっている九州自然歩道を分断し、させば景観 100 選で選ばれた「烏帽子岳からのながめ」と「烏帽子岳の自然」を全て失います。また、この山域は渡り鳥のハチクマ・アカハラダカなどの猛禽類の、国内のみならずアジアの重要な渡りのコースとなっており、これらに与える影響も計り知れません、このような計画に市が加担しないように強く要望します。

記

黒髪町木場山付近で風況調査が実施されているを確認していましたが、これまで計画が表に出ていませんでした。しかし、最近やっと情報が入りました。

それによると、設置基数 4 基 (7,500kW 以下に抑える) 敷地面積 約 10,000 m² (現況林地) 市有地 (所管: 農林整備課) 及び民有地 (保安林) 市有地を借地 「市有林として管理できないので売りたい(「市有林としては維持しない」)」と言っていた。自主アセス実施中 (昨年から 1 年間)。

上記の情報が本当であればとんでもないことです。市が打ち出した様々な計画と大きく食い違っています。その幾つかを挙げてみます。

1、市が打ち出した様々な計画との相違

「第 6 次佐世保市総合計画 後期基本計画」

1 将来像とまちづくりの基本目標 (p16)

(将来像)

ひと・まち育む “キラっ都と ” 佐世保 (自然とともに市民の元気で輝くまち)・ (抜粋)

恵まれた自然とともに市民の元気で輝くまち “キラっ都” 佐世保をめざします。

後期基本計画 第 3 章 土地利用等の基本方針

2. 将来の都市構造 (p188)

自然環境共生ゾーン

自然環境共生ゾーンは、海岸や農地、森林等の自然環境や景観の保全を図りながら、エコツーリズムの舞台等として多様な活用を推進します。

既に烏帽子岳では、秋のタカの渡りの観察に全国から多数の野鳥マニアが訪れ、しかも全国的に有名な観察地となっており、これを支えている舞台は隠居岳から木場山、烏帽子岳に連なる尾根沿いなのです。

3.土地利用の方向性 (p190)

(1)本市の土地利用に関する方向性

農地・林地

農地においては、地域指定の中で、自然環境との調和を図りつつ、優良農地の保全など、適正な土地利用を図ります。

林地については、森林の公益的機能を考慮しながら、多面的活用と保全に努めます。

公益的機能としては保安林は極めて重要であり、継続する必要があります。

多面的活用というのは「将来像とまちづくりの基本目標」「景観保全」「人と自然の触れ合い」「生物多様性保全」などであり、風力発電のように自然への負荷の大きいものではありません。

このような重要な地域に市有林があることは、それだけで開発を抑止できるもので、その存在自体が重要であり、市有林を風力発電建設のために売却や貸付をすることは、本方向性に反します。

佐世保市景観計画

3.景観形成の目標 (p12)

市民が誇れる景観を創出するために、景観形成の基本理念、佐世保市の将来像、市を取り巻く状況の変化、景観形成の課題を踏まえ、市民・事業者・行政が協働し取組む、景観形成の目標を設定します。

これを進めるために、以下の景観計画区域が設けられています。

・景観計画の区域 (法第8条第2項第1号)

1.景観計画区域

佐世保市は、九十九島や市街地を取り巻く弓張岳や烏帽子岳に代表される山々など、良好な自然景観を有しています。また港から市街地、斜面地へと続く広がりのあるパノラマ景観は、佐世保を印象づける重要な景観です。

良好な景観の形成に関する方針と行為の制限に関する事項としては、「山なみゾーン」の場合は以下の様なモデルが示されています。

景観形成の方針 (法第8条第2項第2号)(p25)

山並みの自然や茶畑、棚田などの田園景観の中に溶け込む集落や、幹線道路沿道のまちなみによる自然と田園景観の保全として、景観形成を実現するための配慮事項が以下の様に定められています。

建築物・工作物等・(抜粋)

形態意匠

周辺環境との調和が図れる高さ・規模とする。

鉄塔等の工作物は、自然景観から突出しないように、設置場所、色彩等に配慮する。

その他

自然の緑や樹木等は、極力保全する。

上記のように、市は自然景観を保全するための方針をきめていますが、今回の風力発電計画はこの方針に反します。

佐世保市環境基本計画（改訂版）[中間見直し](p4)

基本目標 2（自然環境の保全）・・・(抜粋)

「2- 自然環境の骨格をなす海、山、川、里山を保全する」を引き続き進めます。生物多様性の保全については、生物多様性条約締約国会議（COP10）において、その価値や重要性が指摘されています。このことから、これまで蓄積した自然環境・生き物の情報を活用し「2- 生物多様性を保全する」を引き続き進めていきます。「2 自然とのふれあいを促進する」は、エコツーリズム関連の取組が確立・充実してきており、引き続き進めていきます。

見直し後・・・(抜粋)

- 2- 自然環境の骨格をなす海、山、川、里山を保全する《継続》
- 2- 生物の多様性を保全する《継続》
- 2- 自然とのふれあいを促進する《継続》

取組の方向性 2- 生物の多様性を保全する (p28)

<概要>

生き物の生息状況を把握し、生息環境の保全や絶滅の危機に瀕している種の保護等の対策に活用します。地域の生き物の情報等について普及啓発を進めます。

<主な取組>・・・(抜粋)

野生生物の生息環境の保全

各主体の取組（2- ）・・・(抜粋)

事業者

野生生物の生息する場所において開発行為等を行う場合は、各種法令等に基づき影響を最小限にとどめるための措置を講じます。

行政

野生生物の生息環境を保全します。

希少な野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を回避・低減するための措置を講じるよう助言・指導を行います。

取組の方向性 2- 自然とのふれあいを促進する・・・(抜粋)

<概要>

豊かな自然を守り伝えていくために、自然とふれあう機会を充実させていきます。また、都市に住む市民と農漁村に住む市民との交流を活性化するとともに、環境と共生する観光都市として、エコツーリズム（自然環境を学ぶとともにその保全に責任をもつ観光）を推進します。

<主な取組>

自然観察会など自然とふれあう機会の充実

エコツーリズムの推進

各主体の取組（2- ）・・・(抜粋)

行政

エコツーリズムを推進し、市民も来訪者も楽しむことができる自然とのふれあいの機会をつくります。

自然歩道、市民緑地、自然資源を活かした観光ルート等、自然とふれあうことのできる環境を整備していきます。

烏帽子岳～木場山～隠居岳は九州自然歩道として長崎県が整備しており、年間を通してのハイキングや秋のタカ類の渡りの観察が行われているなど、自然とふれあう場所として多くの市民や観光客に利用されています。

行政が自然とふれあうことのできる環境を整備すると同時に、整備した施設が有効に利用され、それが市民の活力へつなげるためには、自然と景観が保全されていることは最も重要な要素です。

2、保安林の解除による森林機能低下の恐れ

風力発電施設建設の計画では保安林も含まれています。保安林は、水源の涵養・土砂の崩壊その他の災害の防備・生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。

保安林は、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されており、近年の局地的大雨による被害を見ると、安易に解除すべき理由が見当たりません。今回はどのような理由で保安林の解除がなされるのでしょうか。

3、国立公園区域に入っている烏帽子岳園地からの眺望の阻害



< 国立公園区域の烏帽子岳園地から眺望（風車が建設された場合のイメージ写真） >

木場山の風力発電施設建設予定地は、烏帽子岳のアカハラダカ観察地から約3 km前後と至近の地点であり、巨大な風車が出現すると、国立公園の烏帽子岳園地からの眺望が阻害されます。環境省のガイドラ

イン「風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」によると垂直見込角が1°～2°が景観的に気になりだす可能性があるとする目安と記載されています。

木場山の風力発電施設はブレードまで入れると高さ140mであり、烏帽子岳園地からの眺望で垂直見込み角が3°となり、しかもスカイラインから突出することになり、眺望を著しく阻害することになります。

4、烏帽子岳のタカ類の渡りへの悪影響

烏帽子岳では日本野鳥の会長崎県支部が長年定点観察を続けており、タカの渡りネットワーク (<http://www.gix.or.jp/~norik/hawknet/hawknet>) に掲載されています。2016年9月を見るとアカハラダカ19,790、ハチクマ324、サシバ23、ノスリ6、ツミ3、ハイタカ5の他にチゴハヤブサ、オオタカ、ミサゴ、チョウゲンボウなどが記録されています。

全てのタカ類が南下する際には、隠居岳 木場山 烏帽岳への順に飛んできます。尾根筋に発生する上昇気流を利用して飛翔するため、この尾根に風力発電機建設すると、タカ類のバードストライクが極めて多く発生することは明白です。

佐世保市は「自然との共生」を進めています。ならば、片道1万キロ以上の渡りをするタカ類のルートを守るのは当然のことです。もし、風力発電機を建設すると全国的に重要な渡りのルートを壊してしまうことになり、大きな批判を受けることでしょう。

また、風力発電建設に市が加担したり手を貸すようなことがあれば、上記しました佐世保市の様々な計画を自ら無視することになります。

なお、下表は隠居岳 木場山 烏帽子岳を通過し、希少種に選定されているタカ類のカテゴリーです。

通過しているタカ類	環境省カテゴリー	長崎県カテゴリー	佐世保市カテゴリー
オオタカ		絶滅危惧 B 類	絶滅危惧 B 類
サシバ	絶滅危惧 類	絶滅危惧 B 類	絶滅危惧 A 類
チョウゲンボウ			準絶滅危惧
ハイタカ	準絶滅危惧	絶滅危惧 類	絶滅危惧 類
ハチクマ	準絶滅危惧	準絶滅危惧種	準絶滅危惧
ハヤブサ	絶滅危惧 類	絶滅危惧 B 類	絶滅危惧 A 類

最後に、烏帽子岳は市内の学校の19校の校歌で歌われていますが、これは景観100選にもつながっています。兎に角烏帽子岳一帯は市民にとって特別な意味を持っています。このことを忘れないで下さい。

佐世保市民が大切にしているものを、壊してしまうような事業に佐世保市が加担すべきではないことは明らかです。

以上

なお、市の考え方を8月7日までに文書で明確にご回答下さい(保安林解除についても)。本要望書及び回答は当会のホームページに掲載すること予めお知らせします。

ふるさと自然の会
 会長 川内野善治
 〒859-6405 佐世保市世知原町開作427
 TEL/FAX 0956-78-2865
 E-メール: akagashi06@yahoo.co.jp
<http://www5d.biglobe.ne.jp/~furusato/>

29農整第 481-1号

平成29年11月27日

ふるさと自然の会

会長 川内野 善治 様

佐世保市長 朝長 則男



要望書について（回答）

平成29年7月18日付けで要望がありました件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

当該風力発電施設の建設予定地は、本市農林整備課が管理する市有林となっております。

市有林は、木を育成し、資源として活用する営林財産としてだけでなく、土砂災害を防止する国土保全機能や水源涵養機能及び生物多様性の保全など、公益的機能を持ち合わせていることから、他の用途に転用するには、森林経営や周囲への影響及び公共性を鑑みながら総合的に判断する必要があります。

本市といたしましては、現時点で売却や占用による他の用途への転用は考えておりません。

以 上
(農林整備課)